

全 建 労 発 第 1 1 9 号
平 成 2 2 年 2 月 1 8 日

各都道府県建設業協会会長 殿

社団法人 全国建設業協会
会 長 浅 沼 健 一
(公印省略)

石綿含有製品等の製造、輸入、譲渡、提供
又は使用の禁止の徹底について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記について、厚生労働省労働基準局安全衛生部長から別添のとおり、
周知依頼がありました。

つきましては、貴協会傘下会員に対し、改めて法令の遵守の徹底を図るとと
もに、平成18年9月1日以降に労働安全衛生法に違反して石綿含有製品等の製造
等を行った事案が明らかとなった場合には、速やかに所轄の労働基準監督署ま
で報告されるよう周知・徹底いただきますようお願い申し上げます。

以 上



基安発 0212 第 1 号
平成 22 年 2 月 12 日

社団法人全国建設業協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長



石綿含有製品等の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止の徹底について

平成 18 年 9 月 1 日から、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 55 条の規定に基づき、石綿及び石綿をその重量の 0.1%を超えて含有する製剤その他の物（以下「石綿含有製品等」という。）の製造、輸入、譲渡、提供又は使用（以下「製造等」という。）が禁止されており、厚生労働省としては、これまで、平成 18 年 8 月 23 日付け基発第 0823004 号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の周知について」及び平成 19 年 3 月 16 日付け基安発第 0316003 号「石綿含有製品の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止の徹底について」を発出する等、石綿含有製品等の製造等の禁止について周知徹底を図ってきたところです。

しかしながら、昨年末から、自動車関連事業者が石綿を含有しているブレーキパッド等を輸入し、譲渡し、又は提供していた事案、設備工事業者が石綿を含有しているガasketを違法と認識しながら使用していた事案等、労働安全衛生法に違反して石綿含有製品等が輸入され、あるいは譲渡、提供されている事案が相次いで発覚したところです。

このような事態にかんがみ、貴団体におかれましては、貴会会員に対して、改めて法令の遵守の徹底を図るとともに、平成 18 年 9 月 1 日以降に労働安全衛生法に違反して石綿含有製品等の製造等を行った事案が明らかとなった場合には、速やかに所轄の労働基準監督署まで報告されるよう、周知徹底していただきますようお願いいたします。